

随意契約理由書

案件名：淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 焼却設備補修工事

本工事は、淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターの焼却設備の補修工事を行うものです。

本設備はメタウォーター株式会社が製作した設備であり、当該機器はいわゆる、汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計、製作されたものであります。従って本工事を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である為、他社では履行できないものであります。

以上のことから、本工事を履行できるのは、メタウォーター株式会社関西営業部以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由

本工事については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。